≪国保連合会の処理日程について≫　（概ねのスケジュール）

■事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで

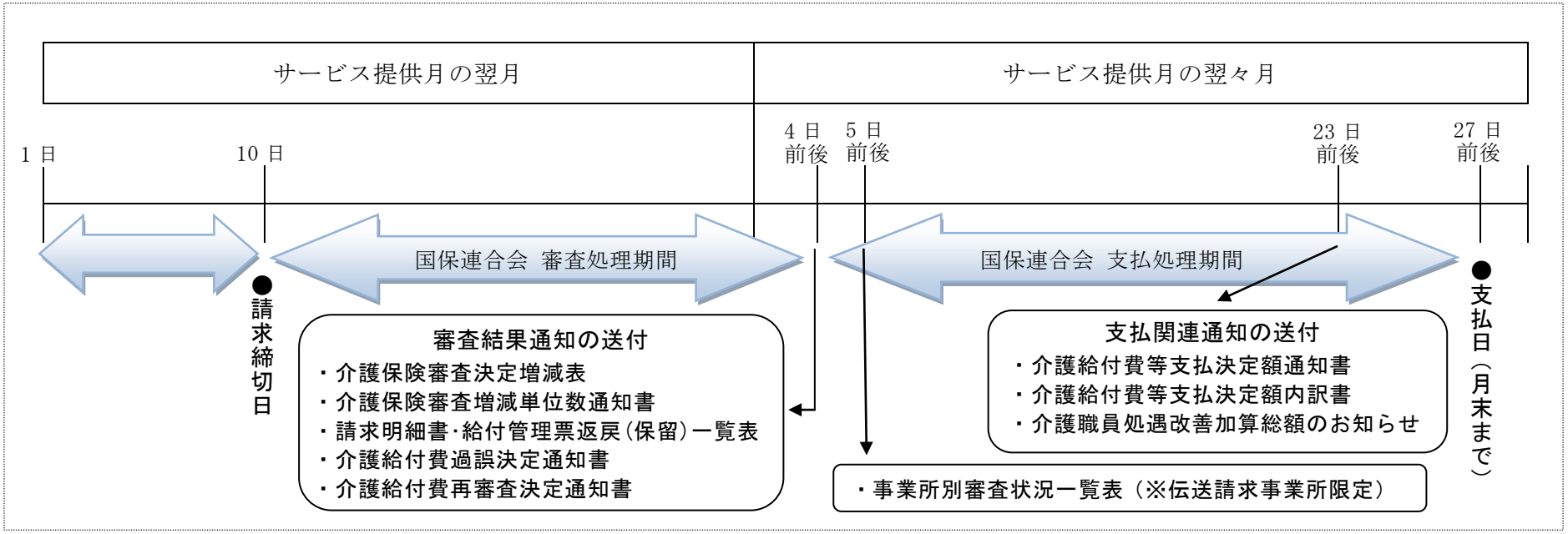

① 「請求締切日：10 日」は、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」により“各月１０日までに行わなければならない”となっていることから厳守です。

② 「審査結果通知の送付：4 日前後」、「事業所別審査状況一覧表：5 日前後」、「支払関連通知の送付：23 日前後」、は概ねの日にちですので月によって変わります。

③ 介護保険者との委託契約の規則により、月末までに支払いを行うことになっておりますが、27 日前後を支払予定日としております。

④ 「審査結果通知」と「支払関連通知」は、介護給付費の請求媒体を“伝送”で届出をしている事業には伝送で、“電子媒体（CD-R、FD、MO)”又は“帳票（紙)”で届出をしている事業所には郵送で送付しています。

⑤ 「事業所別審査状況一覧表」は、伝送請求事業所のみに出力される帳票であり、電子媒体や帳票請求事業所へは提供されません。

⑥ 伝送請求事業所に対しては「審査結果通知の送付」、「事業所別審査状況一覧表」、「支払関連通知の送付」、「介護給付費等の支払予定日」にかかる日程は、月末に連絡電文でお知らせしています。

⑦ 4 日前後に送付する「審査結果通知」及び 23 日前後に送付する「支払関連通知」は該当がなければ送付されません。

⑧ 「審査結果通知」及び「支払関連通知」の見方や増減単位及び返戻となった請求明細書等の対応方法は、本会ホームページの「介護サービス関連の【各種帳票の見方・対応について】」及び「[重要]注意事項の【各介護保険事業所が独自で解決できる返戻内容について】を参照してください。